



令和6年度 就学援助のお知らせ



お子さまが小・中学校に通学するうえで、学用品代などを援助する制度があります。

(※前年度就学援助を受けていた方で、引続き希望される方も毎年、申請が必要です!)

1. 援助を受けることができる方

金武町に住所を有する児童生徒の保護者で、下記のいずれかに該当する方。

- (1) 現在、生活保護を受けている方
- (2) 住民税(町県民税)が非課税(税金等が0円)の方

※上記に該当しない場合でも、援助を受けることができる場合がありますので、お困りの状況があれば教育委員会までご相談ください。

2. 援助の内容(年間支給予定額)

品目	小学校		中学校	
	1年生	その他の学年	1年生	その他の学年
学用品費等	12,610円	14,780円	23,880円	26,050円
通学用品費	2,230円		2,230円	
校外活動費	1,570円		2,270円	
通学費	実費		実費	
新入学用品費	40,600円	—	47,400円	—
修学旅行費	実費を町が負担		実費を町が負担	
眼鏡購入費	上限 20,000円		上限 20,000円	
医療費	学校保健安全法に定める病気(虫歯や慢性副鼻腔炎など)			

※生活保護の方は、修学旅行費・医療費のみの支給となります。

※支払いは、年3回に分けて支給いたします。

※医療費については、上記に定められているもの以外の傷病は、金武町こども医療費助成の制度をご利用ください。

3. 申請の方法

(1) 申請書配布 4月中旬ごろに各世帯へ郵送

※生活保護世帯は生活保護受給証明書も提出してください※

(2) 提出先 各学校 または 金武町教育委員会 学校教育課

(3) 申請期限 令和6年 5月2日(火)【厳守】

※令和6年1月1日に金武町以外に住民票があった方は、金武町に税の情報が
ないため、税証明書の提出を求めます。

※兄弟姉妹が複数いる場合でも、申請書は1世帯で1部の提出です。小学校と中
学校に兄弟姉妹がいる家庭については、中学校または、金武町教育委員会 学
校教育課へ申請書を提出してください。

※上記期限までに申請した方は4月分から支給の対象となります。それ以降に申請した
場合は、申請月以降からの支給となりますので、上記期限内に申請をお願いします。

4. 認定の可否

認定の可否については、6月下旬頃に決定し、認定通知書及び認定不可通知書にて教
育委員会より通知いたします。

要 注 意

申請の際、世帯員全員の所得・課税・扶養状況等を確認します。未申告又は期限を過
ぎた場合は認定時期(6月頃)に確認作業が出来ず、4月分からの支援を受けることが
できませんので、期限までに必ず確定申告を確実に行って下さい。

※ その他、質問等が御座いましたら各学校または教育委員会までお問い合わせ下さい。

教育委員会 学校教育課 小森
電話 098-968-2991

